

# 特別応援金

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業

第1弾(4～6月分 ※9月30日まで申請受付中)と合計で

第2弾  
(8・9月分)  
が始まります!

中小法人等 最大 **60** 万円 個人事業者 最大 **30** 万円を支給

コロナ禍の影響により売上が大きく減少している  
事業者の皆様へ

**給付金額** = (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等)  
※1,000円未満切り捨て

対象月：2021年8月、9月のいずれかの月のうち、2019年又は2020年の同月比で  
月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月

基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月

上限金額 中小法人等 **40** 万円以内 (対象月の売上減少額が上限)

個人事業者 **20** 万円以内 (対象月の売上減少額が上限)

※申請は、各者1回限りです。

**支給対象** 長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です

- ①【法人】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること  
【個人】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告又は住民税申告を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月、9月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ③ 国の月次支援金の8月分、9月分のいずれも受給していないこと  
(申請している場合の応援金の支給は月次支援金の結果判明後になります。)
- ④ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ⑤ 被扶養者に該当しないこと

**申請受付期間** 2021年(令和3年)10月1日(金)～11月30日(火)

## ■ご用意いただく添付書類（例） 詳細は、申請要領をご覧ください。

【法人】履歴事項全部証明書、振込口座の通帳等（写し）、確定申告書別表一の控え（写し）、法人事業概況説明書の控え（写し）、売上台帳（写し）

【個人】健康保険証（写し）、運転免許証等の身分証明書（写し）、確定申告書**第一表**等の控え（写し）、青色申告書等の控え（写し）、売上台帳（写し）

## よくあるご質問と回答

Q 1 どのような事業者が申請できるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば、業種や事業形態を問わず申請が可能です。

Q 2 前回（4～6月分）の特別応援金を申請したが、今回も申請できるか？

A 9月30日申請受付締切の特別応援金を申請された方も、申請が可能です。

Q 3 対象月の売上が0円の場合、どのように事業の継続を確認するのか？

A 原則として、対象月に事業収入があることが条件ですが、無い場合は対象月より後の月の売上を確認します。

Q 4 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。

問合せ先 「新型コロナ中小企業者等特別応援金」事務局  
電 話：026-262-1807  
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

書類入手先 申請要領等はただいま準備中です。  
準備が出来次第特別応援金ホームページにて公開予定ですので、  
しばらくお待ちください。（<https://www.shinshu-ouen.jp/>）

特別応援金HP



経済産業省 まずはこちらの利用をご検討ください

# 月次支援金

（緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和）

### 給付額

中小法人等 上限 **20万円/月**

個人事業者等 上限 **10万円/月**

7、8、9月分の合計

中小法人等 最大 **60万円**

個人事業者等 最大 **30万円**

※給付額 = 2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

### 申請期間

7月分：2021年8月1日（日）～9月30日（木）

8月分：2021年9月1日（水）～10月31日（日）

9月分：2021年10月1日（金）～11月30日（火）

お問合せ先：月次支援金相談窓口（0120-211-240）

または、長野県産業・雇用総合サポートセンター  
（地域振興局商工観光課）

経済産業省HP

